遠野市監査委員告示第４号
平 成 ２ ６ 年 ３ 月 １ ８ 日

平成25年度定期監査(後期)結果の内容に対する措置方針について、平成26年３月12日付け遠企財第133号で回答がありましたので、地方自治法第 199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　　佐々木　資　光
遠野市監査委員　　荒　川　栄　悦

遠財第　　133号
平成26年3月12日

遠野市監査委員　様

遠野市長　本　田　敏　秋

監査委員 受 26.3.14 付

平成25年度定期監査（後期）結果に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1　指摘事項及び措置方針

(1) 健康スポーツプログラム推進事業費（サテライト校分）…生涯学習スポーツ課

［指摘事項］

地区センターによっては参加者が少ないところもあるほか、地域ＩＣＴ健康増進ネットワークプログラム事業も実施されており、効率的な事業推進を図るため、所管課において遠野市健康づくり総合大学「とすぽ」事業の検証が必要である。

［措置方針］

事業を実施する各地区センターでは、ＩＣＴ健康塾と同日に開催日を設定したり隣接地区と共同開催したりするなどの連携や工夫により、一定の参加者を確保し事業の相乗効果を挙げつつあることから、こうした取り組みを他地区にも普及する働きかけを実施していく。

なお、健康づくり総合大学「とすぽ」は平成19年度の事業開始から6年が経過し、類似の事業や同様の取り組みを実践するスポーツクラブ等の設立など開始当時と状況も変わってきていることから、平成26年度において事業の検証も踏まえた実施体制や事業内容の改善を図ることとする。

(2) 学校給食事業費（学校給食用製パン特別加工及び輸送業務）

…学校給食センター

［指摘事項］

業務委託仕様書中、業務従事者の衛生管理及び健康管理の「毎月２回、細菌検査

を実施すること。」等の項目に報告義務を明記されたい。また、製造施設・設備の衛生管理について、必要がある場合には立入検査ができることを明記されたい。

［措置方針］

平成26年度における「遠野市学校給食用製パン特別加工及び輸送業務委託仕様書」（別紙１）に、「毎月２回、細菌検査を実施し、検査結果を毎月書面で報告すること。」と明記し、報告を義務付けることとした。

また、施設・設備の衛生管理について「市が必要と判断した場合は立入検査を実施するものとし、市が衛生管理について改善を求めた場合はこれに従うこと。」と明記し、必要に応じて適切な対応を取ることとした。

(3) 物品の管理及び出納（学校少額備品購入事務）…教務課

［指摘事項］

学校で行う少額備品購入事務において、最低見積り業者と異なる業者に発注する事務誤りが小学校１校にあったことから、チェック体制の強化を図られたい。

［措置方針］

指摘の教材備品購入については、発注伺い票における見積業者の入れ違えによる記載誤りが原因であった。これまでの発注伺い様式が各学校で異なっていたことから、別紙２のとおり様式を統一し、学校と教育委員会事務局が確認する取り扱いに変更し、二重のチェック体制とした。

また、学校長等が出席する諸会議において指導を実施し、再発防止に取り組んでいる。

（別紙１）

案

遠野市学校給食用製パン特別加工及び輸送業務委託仕様書

1　委託業務

(1) 学校給食用製パン特別加工業務

(2) パン輸送業務

2　業務内容

(1) 製パンの特別加工（週１日）

市が指示する製パンの特別加工（背割り、スライス、一枚切りスライス、サンド、練り込み、パン包装）

(2) パン輸送（週１回）

市内小中学校及び特別支援学校にパンを輸送する。

3　委託期間及び業務履行日

委託期間は平成26年４月１日から平成27年３月31日までとし、業務履行日は市が指定する日とする。ただし、学校が休校となる夏休み、冬休み、春休みの期間は業務を実施しない。

4　供給食数及び輸送校数

(1) 供給食数　　約2,400食／日

(2) 輸送校数　　小学校12校（うち特別支援学校１校）

中学校４校（うち特別支援学校１校）

5　輸送時間等

各学校への輸送は、当日午前８時30分から正午までの間に完了すること。また、輸送に使用したパン食缶は当日中に回収すること。

6　洗浄消毒

製パン特別加工及びパン輸送業務に使用した機械、器具、食缶等は洗浄消毒し、良好な衛生環境を保ち格納保管すること。

7　施設・設備の衛生管理

製パン加工施設・設備の清掃を励行し、常に良好な衛生環境を保つこと。また、常に害虫除去に努めること。市が必要と判断した場合は立入検査を実施するものとし、市が衛生管理について改善を求めた場合はこれに従うこと。

8　業務従事者の衛生管理及び健康管理

(1) 業務従事者は、身体、衣服を清潔に保ち、業務の際は清潔な作業衣、帽子、マスクを着用し、食品中に異物混入等がないよう細心の注意を払うこと。

(2) 作業開始前及び用便の都度、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

(3) 毎月２回、細菌検査を実施し、検査結果を毎月書面で報告すること。

(4) 下痢や嘔吐、腹痛がある場合は医療機関を受診させ、感染性疾患の有無を確認し、作業に従事させないこと。また、手指に化膿性疾患がある場合も作業に従事させないこと。

(5) 業務従事者の家族に下痢や嘔吐の患者が出た場合は、業務従事者も検査を行い、感染性疾患でないことが確認されるまで作業に従事させないこと。

9　損害補償

受託者が故意もしくは過失によって、食中毒及び異物混入等を発生させ、市及び喫食者に損害を与えたときは、その損害を補償すること。

10　委託料

本業務は単価契約とし、委託料は、契約単価に当月分の供給数量を乗じて得た額とする。

（別紙２）

校　長	副校長	担当者

備　品　購　入　伺

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、備品を購入してよろしいか。

1　購入備品

	品　　名	見　積　金　額			決定業者	備　考	確認欄
		見積業者１	見積業者２	見積業者３			
1							□
2							□
3							□
4							□
5							□

2　納入年月日
平成　　年　　月　　日（　　）まで

※１　担当者以外が見積業者及び見積金額並びに決定業者に誤りがないか再確認後、確認欄にチェックを行うこと。
２　決裁終了後、写し（見積書を含む）を遠野市教育委員会事務局に提出し、確認を受けること。

遠野市教育委員会確認欄

課長	課長補佐	課員	担当

確認月日	連絡月日